

条	船舶設備規程			告 示	解 説
第9号表	属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第146条の3関係）			第25節 形象物	第9号表
	属具名称	数量	摘要	（黒色球形形象物）	(a) マスト灯については、次に掲げるところによること。
	双眼鏡	1個	総トン数30トン未満の帆船及び平水区域を航行区域とする船舶には、備え付けることを要しない。	第38条 規程第9号表黒色球形形象物の項及び規程第9号表の2黒色球形形象物の項並びに黒色球形形象物に係る規程第9号表備考第13号の告示で定める要件は、直径600ミリメートル以上のものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(1) 引き船又は押し船の増掲灯は、常用灯と同種のものとして差し支えない。
	気圧計	1個	総トン数30トン未満の帆船及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶には、備え付けることを要しない。	（黒色円すい形形象物）	(2) 両頭船にあつては、船首尾方向に対する航海灯が備え付けられていること。
	マスト灯	1個（全長50メートル以上の船舶にあつては、2個）	1 全長50メートル以上の船舶にあつては第1種マスト灯、全長20メートル以上50メートル未満の船舶にあつては第1種マスト灯又は第2種マスト灯、全長20メートル未満の船舶にあつては第1種マスト灯、第2種マスト灯又は第3種マスト灯とすること。 2 船舶その他の物件を引く作業（接舷して引くものを除く。）に従事する船舶には、マスト灯2個を増備しなければならない。ただし、最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該船舶の船尾までの距離が200メートルを超えないものにあつては、増備するマスト灯は、1個とすることができる。 3 船舶その他の物件を押す作業（結合して一体となって押すものを除く。）又は引く作業（接舷して引くものに限る。）に従事する船舶には、マスト灯1個を増備しなければならない。 4 帆船（推進機関を有する帆船を除く。）には、備え付けることを要しない。 5 平水区域を航行区域とする船舶であつて昼間の航行のみに使用するものには、備え付けることを要しない。	第39条 規程第9号表黒色円すい形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が600ミリメートル以上であつて高さが底の直径と等しいものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(3) 「結合して一体となる」とみなされるのは、その結合部において、船舶の中心線に対して左右の運動を生じないものであり、一般的には、ピン結合により結合するもの及びかん合方式により結合するものがこれに該当する。
	舷灯	1対	1 全長50メートル以上の船舶にあつては、第1種舷灯とすること。 2 全長50メートル未満の船舶にあつては、第1種舷灯又は第2種舷灯とすること。ただし、全長20メートル未満の船舶にあつては、第1種両色灯1個をもつて代用することができる。 3 平水区域を航行区域とする船舶であつて昼間の航行のみに使用するものには、備え付けることを要しない。	（黒色ひし形形象物）	(b) 両頭船の舷灯及び船尾灯については、(a)(2)を準用する。
	船尾灯	1個	1 全長50メートル以上の船舶にあつては第1種船尾灯、全長50メートル未満の船舶にあつては第1種船尾灯又は第2種船尾灯とすること。 2 平水区域を航行区域とする船舶であつて昼間の航行のみに使用するものには、備え付けることを要しない。	第40条 黒色ひし形形象物に係る規程第9号表備考第13号及び規程第9号表の2黒色ひし形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が600ミリメートル以上であり高さが底の直径と等しい2個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(c) 紅灯の項摘要の欄中「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、少なくとも次に掲げるいずれの条件をも満足している船舶をいう。
	停泊灯	1個（全長50メートル以上の船舶にあつては、2個）	全長50メートル以上の船舶にあつては第1種白灯、全長50メートル未満の船舶にあつては第1種白灯又は第2種白灯とすること。	（紅色球形形象物）	(1) 海上衝突予防法の適用のない湖川のみを航行する船舶であつて、無線電話、トランシーバ、拡声器等により緊急時に陸岸、又は他の船舶と容易に連絡することができることと認められること。
	紅灯	2個	1 全長50メートル以上の船舶にあつては第1種紅灯、全長50メートル未満の船舶にあつては第1種紅灯又は第2種紅灯とすること。 2 湖川のみを航行する船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。	第41条 紅色球形形象物に係る規程第9号表備考第13及び規程第9号表の2紅色球形形象物の項の告示で定める要件は、直径600ミリメートル以上のものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(2) 夜間において、200mの距離から確認できる携帯用の紅色灯を1個以上備え付けていること。
	紅色閃光灯	1個	1 全長50メートル以上の船舶にあつては第3種紅色閃光灯、全長50メートル未満の船舶にあつては第3種紅色閃光灯又は第4種紅色閃光灯とすること。 2 海上衝突予防法施行規則（昭和52年運輸省令第19号）第21条の2に規定する表面効果翼船以外の船舶には、第3種紅色閃光灯又は第4種紅色閃光灯を備え付けることを要しない。	（白色ひし形形象物）	(d) 黒色球形形象物の項摘要の欄中「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、少なくとも(c)(1)及び(2)に掲げるいずれの条件をも満足している船舶をいう。
	黄色閃光灯	1個	1 全長50メートル以上の船舶にあつては第1種黄色閃光灯、全長50メートル未満の船舶にあつては第1種黄色閃光灯又は第2種黄色閃光灯とすること。 2 平水区域を航行区域とするエアクション艇であつて昼間の航行のみに使用するもの及びエアクション艇以外の船舶には、備え付けることを要しない。	第42条 白色ひし形形象物に係る規程第9号表備考第13号及び規程第9号表の2白色ひし形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が600ミリメートル以上である2個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(e) 国際航空海上捜索救助手引書第三巻は国際海事機関が採択した最新のものであること。
	黒色球形形象物	3個	1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。 2 湖川のみを航行する船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。	第43条 黒色円筒型形象物に係る規程第9号表備考第13号及び規程第9号表の2黒色円筒型形象物の項の告示で定める要件は、直径600ミリメートル以上、高さが直径の2倍のものであることとする。ただし、全長20メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。	(f) 信号灯については、次に掲げるところによること。
	黒色円すい形形象物	1個	1 大きさ等について告示で定める要件に適合するものであること。 2 推進機関を有する帆船以外の船舶には、備え付けることを要しない。	（紅色円すい形形象物）	(1) 高光度の白光を点滅して昼間有効に通信することができるものであること。
	国際信号旗	1組（100トン未満の船舶及び沿海区域を航行区域とする帆船にあつては、NC2旗）	1 平水区域を航行区域とする船舶には、備え付けることを要しない。 2 NC2旗のみを備え付け、又はこれを備え付けない船舶であつて、信号符号を有するものには、その符号に対する信号旗を備え付けなければならない。	第44条 紅色円すい形形象物に係る規程第9号表備考第13号の告示で定める要件は、底の直径が600ミリメートル以上、高さが500ミリメートル以上のものであることとする。	(2) 軸光度は、60,000cd以上であること。
	国際海事機関が採択した国際信号書	1冊	総トン数100トン未満の船舶、沿海区域を航行区域とする帆船及び平水区域を航行区域とする船舶には、備え付けることを要しない。	第2号表	(3) 信号速度は、モールス仮名で27文字/min以上であること。
	国際海事機関が採択した国際航空海上捜索救助手引書第3巻	1冊	国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶及び平水区域を航行区域とする船舶には、備え付けることを要しない。	色 領 域	(4) 指向性を有する信号灯の場合は、受信者の方向に信号灯を向け、かつ、照射することができるものであること。
	信号灯	1個	1 昼間でも使用できるものであること。 2 国際航海に従事する総トン数150トン未満の船舶、国際航海に従事しない総トン数500トン未満の船舶、2時間限定沿海船等及び推進機関を有しない船舶並びに沿海区域を航行区域とする船舶であつて管海官庁が差し支えないと認めるものには、備え付けることを要しない。	白 x座標0.525 y座標0.440の点、x座標0.525 y座標0.382の点、x座標0.443 y座標0.382の点、x座標0.31	(5) 連続2時間以上の使用に耐えることができるものであること。
	備考				
	1 船舶その他の物件を引く作業（接舷して引くものを除く。）に従事する動力船（汽船及び推進機関を有する帆船をいう。以下同じ。）には、引き船灯及び黒色ひし形形象物各1個を備え付けなければならない。ただし、最後に引かれる船舶の船尾又は船舶以外の物件の後端から当該動力船の船尾までの距離が200メートルを超えないも				

- のには、黒色ひし形形象物を備え付けることを要しない。
- 2 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）第3条第7項各号に掲げる作業その他の船舶の操縦性能を制限する作業に従事する船舶（以下「操縦性能制限船」という。）であつて次号又は第4号の規定の適用があるもの以外のものには、白灯及び黒色ひし形形象物各1個を備え付けなければならない。ただし、白灯は、錨泊（係留を含む。以下同じ。）して当該作業に従事する船舶以外の船舶には、備え付けることを要しない。
  - 3 操縦性能制限船であつて、他の船舶の通航の妨害となるおそれがあるしゅんせつその他の水中作業（掃海作業を除く。以下「通航妨害作業」という。）に従事するものには、紅灯及び緑灯各2個、黒色球形形象物1個並びに黒色ひし形形象物3個を備え付けなければならない。ただし、黒色ひし形形象物のうち1個は、第1号の規定により備え付ける黒色ひし形形象物をもって兼用することができる。
  - 4 操縦性能制限船であつて掃海作業に従事するものには、緑灯3個及び黒色球形形象物1個を備え付けなければならない。ただし、黒色球形形象物は、錨泊して当該作業に従事する船舶以外の船舶には、備え付けることを要しない。
  - 5 夜間において水先業務に従事する船舶には、白燈1個を備え付けなければならない。ただし、第2号の規定により備え付ける白燈をもって兼用することができる。
  - 6 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第30条第1項の許可を受けることを要する工事又は作業（同条第9項の規定によりその許可を受けることを要しないこととされる工事又は作業を含む。）に従事する船舶（以下「許可工事船」という。）には、第1種緑灯又は第2種緑灯2個、白色ひし形形象物1個及び紅色球形形象物2個を備え付けなければならない。ただし、緑燈は、第3号又は第4号の規定により備え付ける緑燈をもって兼用することができる。
  - 7 総トン数100トン以上の船舶であつて、海上交通安全法第7条の規定により信号により行先を表示しなければならないこととされる海域を航行するものには、海上交通安全法施行規則（昭和48年運輸省令第9号）第6条の規定により当該海域において表示しなければならないこととされる国際信号旗を備え付けなければならない。ただし、この表の規定により備え付ける国際信号旗（第10号の規定により備え付けるものを除く。）をもって兼用することができる。
  - 8 海上交通安全法施行令（昭和48年政令第5号）第4条の規定により緊急用務を行うための船舶として指定された船舶には、第2種紅色閃光燈及び紅色円すい形形象物各1個を備え付けなければならない。
  - 9 海上交通安全法第1条第2項に規定する同法を適用する海域（以下「海上交通安全法適用海域」という。）を航行する全長200メートル以上の船舶（以下「巨大船」という。）には、第2種綠色閃光燈1個及び黒色円筒形形象物2個を備え付けなければならない。
  - 10 海上交通安全法適用海域において、海上交通安全法施行規則第11条第1項に規定する危険物の運送に従事する船舶（総トン数が当該危険物の種類に応じ同項各号に掲げる総トン数以上のものに限る。）には、第1種紅色閃光燈1個並びに国際信号旗の第1代表旗及びB旗を備え付けなければならない。ただし、国際信号旗は、この表の規定により備え付ける国際信号旗（第7号の規定により備え付けるものを除く。）をもって兼用することができる。
  - 11 海上交通安全法第23条の巨大船等の運航に関し進路を警戒する船舶又は側方を警戒する船舶として海上保安庁長官の指定を受けた船舶には、第1種綠色閃光燈1個を備え付けなければならない。
  - 12 第1号から第5号までに規定する引き船燈、白燈、紅燈及び緑燈は、全長50メートル以上の船舶に備え付けるものにあつては、それぞれ第1種引き船燈、第1種白燈、第1種紅燈及び第1種緑燈と、全長50メートル未満の船舶に備え付けるものにあつては、それぞれ第1種引き船燈又は第2種引き船燈、第1種白燈又は第2種白燈、第1種紅燈又は第2種紅燈及び第1種緑燈又は第2種緑燈としなければならない。
  - 13 第1号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に規定する形象物は、その大きさ等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。
  - 14 全長20メートル未満の推進機関を有しない帆船にあつては、舷灯及び船尾灯の備付けに代えて、第1種三色灯1個を備え付けることができる。

	0 y座標0.283の点、x座標0.310 y座標0.348の点、x座標0.452 y座標0.440の点及びx座標0.525 y座標0.440の点を準じに結んだ線により囲まれた領域
紅	x座標0.735 y座標0.265の点、x座標0.721 y座標0.259の点、x座標0.660 y座標0.320の点及びx座標0.680 y座標0.320の点を準じに結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
緑	x座標0.009 y座標0.723の点、x座標0.300 y座標0.511の点、x座標0.203 y座標0.356の点及びx座標0.028 y座標0.385の点を準じに結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
黄	x座標0.618 y座標0.382の点、x座標0.612 y座標0.382の点、x座標0.575 y座標0.406の点及びx座標0.575 y座標0.425の点を準じに結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

(6) 型式は、固定式又は持運び式のいずれであつても差し支えない。

第1号表(第2条関係)

船灯等の種類	色	水平射光範囲	光達距離	摘要
第1種マスト灯	白	225度	6海里	
第2種マスト灯			5海里	
第3種マスト灯			3海里	
第1種舷灯	左舷灯	112.5度	3海里	
第2種舷灯	右舷灯		2海里	
第1種両色灯	左舷側 右舷側	左右各舷 112.5度	2海里	
第1種船尾灯	白	135度	3海里	
第2種船尾灯			2海里	
第1種引船灯	黄	135度	3海里	
第2種引船灯			2海里	
第1種白灯	白	360度	3海里	
第2種白灯			2海里	
第1種紅灯	紅	360度	3海里	
第2種紅灯			2海里	
第1種緑灯	緑	360度	3海里	
第2種緑灯			2海里	
第1種紅色閃光灯	紅	360度	2海里	一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発するものであること。
第2種紅色閃光灯				一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発するものであること。
第3種紅色閃光灯			3海里	一定の間隔で毎分120回以上の閃光を発するものであること。
第4種紅色閃光灯			2海里	
第1種綠色閃光灯	緑	360度	2海里	一定の間隔で毎分120回以上140回以下の閃光を発する

					第2種綠色閃光灯				ものであること。 一定の間隔で毎分180回以上200回以下の閃光を発するものであること。
					第1種黄色閃光灯	黄	360度	3海里	一定の間隔で毎分120回以上の閃光を発するものであること。
					第2種黄色閃光灯			2海里	
					第1種3色灯	左舷側 紅 右舷側 緑 後部 白	左右各舷 11 2.5度 後部 13 5度	2海里	
操船信号灯	白	360度	5海里	次に掲げるところにより閃光を発することができるものであること。 イ 継続時間1秒の閃光を1回 ロ 継続時間1秒の閃光を1秒間隔で2回 ハ 継続時間1秒の閃光を1秒間隔で3回 ニ 閃光を急速に5回以上					